

国内産小麦活性化推進事業実施要領

第1 趣旨

近年、新品種の開発・普及が進み、これまで不得手とされてきたパン・中華麺用に適した小麦が日本各地で生産されるようになってきた。また、こうした国内産小麦を使ったパンや麺類をはじめとしたPRイベント等が各地で積極的に取り組まれている。

しかしながら、各地の取組は範囲が限られており横の連携が薄いため、新品種や国内産小麦を使った商品等の全国的な認知度は十分といえず、さらなる情報の受発信等が必要となっている。

このような状況を踏まえ、一般社団法人全国米麦改良協会（以下「協会」という。）は、「国内産小麦の消費拡大に向けた戦略」を策定した。

本事業は、その一環として、国内産小麦の生産・加工・消費の各段階における情報の受発信等の取り組みを行い、国内産小麦の消費拡大を目指すものである。

第2 事業の内容

本事業は、国内産小麦利用拡大推進事業と一体的に取り組むものであり、名称を「国内産小麦活性化推進事業（以下「活性化事業」という。）」とし、次の3つの事業を実施する。

1 全国活性化事業

WEBサイトを活用し、全国各地で実施されている国内産小麦のイベント等の取り組みに統一感を持たせた国内産小麦に関する情報の受発信及び消費拡大に関連したロゴ、キャッチコピー等の管理・運営に関することを行う。

2 地域活性化事業

次世代を担う子供達を対象として、学校教育の現場等において、国内産小麦の生産・流通・消費に関する食育の支援を行う。

3 拠点事業

国内産小麦の持つ加工適性や食感・風味等の発見・再発見を図ることを目的として、国際空港等において、外国人観光客を対象に国内産小麦を使

ったパンや麺類等の試食等を行い、その感想等についてメディアを通じて国内へ情報発信する。

第3 活性化事業に係る経費

本事業の実施に伴う経費については、協会の民間流通麦促進対策事業特別会計の国内産麦利用拡大等推進事業費から充当する。

第4 活性化事業の公募

本事業は、一般社団法人米麦改良協会会長(以下「会長」という。)が、別に定める「国内産小麦活性化推進事業公募要領」に基づき公募する。

第5 事業実施者の決定

事業実施者は、第4の公募に基づき応募のあった者の中から、民間流通麦促進対策事業運営委員会規約第4条に定める企画審査部会の委員から意見を聞いて、企画内容及び経費負担等を総合的に判断し、会長が決定する。

第6 概算金の支払い

会長が必要と認めた場合は、事業委託費の80%を超えない範囲で概算金を支払うことができる。

第7 交付金の返還

会長は、事業実施内容と企画内容に乖離があった場合又は添付書類に虚偽の記載があった場合には、交付金の全部又は一部を事業実施者から返還させることができる。